

新町名称候補選定小委員会報告について

第5回新町名称候補選定小委員会において協議・確認をいただいた内容について、秦荘町・愛知川町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

平成17年2月24日提出

新町名称候補選定小委員会
委員長 廣 嶋 久 平

第5回新町名称候補選定小委員会

開催日時:平成17年2月17日(木)午後4時50分から午後5時25分

開催場所:ハーティーセンター秦荘 第4サークル室

出席委員:宇野昌弘委員、上林 貞委員、宇野尚明委員
竹中秀夫委員、森 隆一委員、
廣嶋久平委員長(2月16日事前協議済)

- 1 確認事項:新町の名称候補7点について別紙資料1
- 2 報告事項:新町の名称記念品当選者の抽選・贈呈方法について別紙資料2
- 3 協議事項:新町の名称住民アンケート実施について別紙資料3
- 4 協議事項:新町の名称決定方法について別紙資料4
- 5 協議事項:新町の名称決定今後のスケジュールについて 別紙資料5

新 町 の 名 称 候 補 7 点

(五十音順)

番号	名称候補	ふりがな	選定の理由
1	愛 莊 町	あいしょうちょう	応募数が多い。 合併によって2町が相性よく、仲良く発展することを願い、「愛」はいつくしむ心、「莊」は郷土をあらわし、愛情あふれるおごそかな町で、合併後の町民の幸せと新しい町の発展を願う名称。
2	愛 知 町	えちちょう	応募数が多い。 愛知郡がより発展していくように、また1郡1町をアピールし、いつまでも愛知を残したい思いは強く、みんなに親しみやすく、愛と知恵を生かした町にしたい。依智郡ー愛智郡ー愛知郡と変革し歴史深い「えち」の名称は地域住民に生きづいている名称。
3	愛 知 川 町	えちがわちょう	応募数が多い。 中山道の「愛知川宿」として、また愛知川の清流と共に栄え、全国的に知られ、親しまれている。愛は、郷土を愛しやすらぎと歴史を与え、知は英知を結集し繁栄を表し、川は住民の連帯感と活力を意味し町の発展を願う名称。
4	愛 知 秦 町	えちはたちょう	応募数が多い。 郷土の開拓と文化発展に寄与し、両町名の由来でもある依智秦氏(えちはた)の名称を取り入れることで、親しみがより知名度も上がり、その歴史文化を偲びつつ、更なる発展を願う名称。
5	湖 央 町	こおうちょう	2町の地形は、日本のほぼ中心に位置し、また滋賀県の湖東平野のほぼ中央に位置し、日本を代表するマザーレイク琵琶湖を有しており、清新的なイメージができ、更なる発展が期待できる名称。
6	秦 愛 町	しんあいちょう	応募数が多い。 秦荘町の「秦」、愛知川町の「愛」の頭文字を取り入れ、親しみが持て愛する町をイメージでき、みんなが仲良く、親愛を深め信頼のもと、新しい町の発展に期待が持てる名称。
7	秦 莊 町	はたしょうちょう	愛着があり、伝統工芸の秦荘紬があり、依智秦氏に代表される古来からの「秦荘」の地名を残したい。郡の名称が「愛知」なので、町は「秦荘」にすることにより調和のとれる名称。

新町の名称記念品当選者の抽選・贈呈方法について

1. 採用当選者について（1名に5万円分の全国共通商品券を贈呈）
 - 〔抽 選 日〕新町の名称が決定した合併協議会において名称の決定後、合併協議会会場において公開で行う
 - 〔抽選方法〕次の要領により行なう
 - 抽選箱の中に、新町の名称に採用された名称を応募したはがき（メール等の応募は応募はがきに転記）を入れる
 - 会長が抽選を行なう
 - 当選者の決定
 - 〔贈呈方法〕後日会長が当選者に直接贈呈する

2. 応募当選者について（10名に5千円分の全国共通商品券を贈呈）
 - 〔抽 選 日〕新町の名称が決定した合併協議会において名称の決定後、合併協議会会場において公開で行う
 - 〔抽選方法〕次の要領により行なう
 - 採用当選者決定後に引き続いて行なう
 - 抽選箱の中に、新町の名称応募はがきのうち有効のもの（メール等の応募は応募はがきに転記）を入れる
 - 会長、副会長、新町名称候補選定小委員会委員が順次行なう
 - 当選者の決定
 - 〔贈呈方法〕当選者へ郵便局の簡易書留により発送する

3. 抽選結果の公表
 - 採用当選者および応募当選者は合併協議会だより、合併協議会ホームページで公表する

新町の名称住民アンケート実施について（案）

住民アンケート実施要項に基づき、次のとおり住民アンケートを実施する

1．住民アンケートの実施方法

調査対象：平成16年4月1日現在満15歳以上で、平成17年2月1日現在において秦荘町または愛知川町に住所を有する者（住民基本台帳登録者、特別永住者および永住者）

調査人数：15,438人（2月1日現在）

調査方法：候補となる名称のなかから、新町にふさわしい名称に○をつける択一方式

調査期間：平成17年3月1日（火）から平成17年3月10日（木）までの10日間（当日消印有効）

周知方法：2町の防災行政無線および合併協議会だよりで周知

発送方法：世帯ごとに住民アンケート実施チラシと、住民アンケート回答専用はがき（対象者全員分）を一つの封筒に入れて郵送により発送する。

住民アンケートの発送日は2月28日（月）とする

秦荘町の世帯は秦荘郵便局へ、愛知川町の世帯は愛知川郵便局へ、いずれも市内特別郵便により発送する

住民アンケート回答専用はがきに新町の候補となる名称を記載する順番は、五十音順とする

回答方法：住民アンケート回答専用はがきのみで回答を受け付けるものとし、回答専用はがきの切手代は料金受取人払いとする。なお、世帯員のなかで、身体の障害により回答することができない者については、代理の者が本人の意向を確認して記入することも認める

回収方法：郵送による回収または秦荘町役場、愛知川町役場の各住民課窓口に設置してあるアンケート回収箱による回収（執務時間のみ）のいずれかによる

2．住民アンケート回答の有効・無効・再交付

複数の名称に○印を記載したもの、またはどの名称を選んだか不明のものは無効とする
有効無効の判断は合併事務局が行い、判断が困難な場合は、新町名称候補選定小委員会の正副委員長に判断を委ねる

アンケートはがきの印刷ミス、書き間違いなどにより再交付の申し出があった場合は、交換すべき回答はがきを合併事務局へ持参した場合で、かつ本人確認ができた場合にのみ再交付するものとする

3．新町の名称決定

合併協議会へ住民アンケートの集計結果を報告し、合併協議会において協議の上決定する

新町の名称住民アンケート実施について

秦荘町と愛知川町の2町が合併した場合あたらしく誕生するまちの名称を募集しましたところ、多くのご応募をいただきありがとうございました。ご応募いただいた名称の中から新町名称候補選定小委員会において名称の選定を行いました結果、7点を名称候補として絞り込みました。秦荘町・愛知川町合併協議会では、住民の幅広いご意見を十分配慮しながら協議し、決定していくことが望ましいと考え、次のとおり住民アンケートを実施しますのでみなさんのご協力をお願いします。

アンケート期間

平成17年3月1日（火）から平成17年3月10日（木）まで
（当日消印有効）

アンケート対象者

平成16年4月1日現在満15歳以上で、平成17年2月1日現在において秦荘町または愛知川町に住所を有する方
（住民基本台帳登録者、特別永住者および永住者）

アンケートの方法

同封のアンケート回答専用はがきに記載している候補となる名称のなかから最も新町にふさわしいと思う名称の上1箇所に○をつけてください

返送の方法

次のいずれかの方法で返送してください
アンケート回答専用はがきを、そのまま郵便ポストへ投函してください
（切手は不要です）
秦荘町役場または愛知川町役場の各住民課窓口に設置してあるアンケート回収箱に投函してください（執務時間のみとなります）
世帯員のなかで、身体の障害により回答することができない方については、代理の方が本人の意向を確認して記入いただいてもかまいません

名称の決定

秦荘町・愛知川町合併協議会へ住民アンケートの集計結果を報告し、合併協議会において協議のうえ決定します

結果の公表

合併協議会だより、ホームページで公表します

お問い合わせ先 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛知川町大字愛知川7-2番地

T E L (0749) 42-7671 F A X (0749) 42-7677

Eメール gappei@hata-echi.jp ホームページ <http://www.hata-echi.jp/>

新町の名称決定方法について(案)

〔決定方法〕

1. 新町名称候補選定小委員会が選定した新町の名称候補7点について、住民アンケートの集計を合併協議会に報告し、合併協議会における協議のうえ、委員全員の一致をもって新町の名称を決定する。
2. 協議による新町の名称の決定が困難な場合には、次に定める投票方法により、新町の名称を決定する。

〔投票方法〕

・合併協議会正副会長を含む委員全員による無記名投票とし、次の要領で投票を行う。

1. (第1回投票)

- (1) 新町の名称候補7点の中から1人3点を投票し、上位3点について第2回投票の候補とする
- (2) 同点の場合は、同点となった名称候補で再度投票を行い上位の名称を候補とする
- (3) 再度同点の場合は、新町名称アンケート結果で上位の名称を候補とする

2. (第2回投票)

- (1) 第1回投票で選定された3点の中から1人2点を投票し、上位2点について第3回投票の候補とする
- (2) 同点の場合は、同点となった名称候補で再度投票を行い上位の名称を候補とする
- (3) 再度同点の場合は、新町名称アンケート結果で上位の名称を候補とする

3. (第3回投票)

- (1) 第2回投票で選定された2点の中から1人1点を投票し、有効投票数の2 / 3以上の得票をもって決定する
- (2) 2 / 3以上の得票がない場合は、再協議を行う

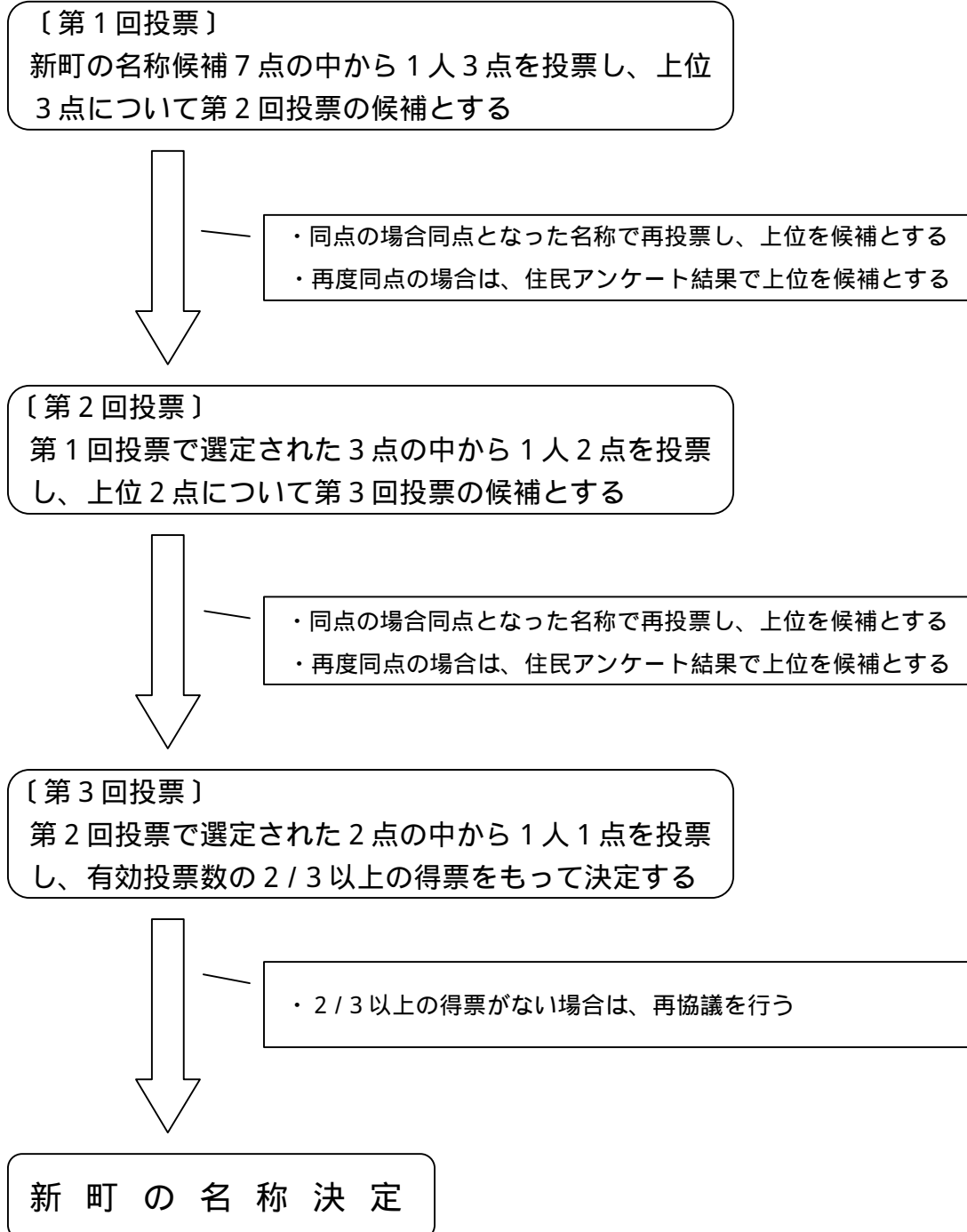
4. 無効について

- (1) 決められた点数および名称候補を選ばなかった(記載しなかった)投票用紙は、すべて無効とする

〔開票方法〕

1. 開票事務に開票管理者と開票立会人を置き、合併協議会幹事長を開票管理者とし、副幹事長を開票立会人とする
2. 開票事務従事者は、合併協議会事務局職員とする

新町の名称決定投票方法



新町の名称決定今後のスケジュール（案）

